著作権の適用除外

インターネット社会における知的財産権の保護

社団法人私立大学情報教育協会 情報倫理教育振興研究委員会

皆さん こんにちは

ここでは 著作権が適用されないケース

つまり 小説や論文などの字で書かれたもの (言語の著作物 といます)や

音楽、美術、写真、映画などの著作物を、われわれが自由に使えるケースについて

考えてみましょう

著作権保護の原則

- 原 則著作物は、著作権法で保護される
- 例 外 著作物でないもの 著作権が認められないもの 権利の全部が認められない ある目的に対して権利を制限する

2

まず大原則です

著作物は著作権法で守られていますから 権利者の許諾を受けないで コピーして販売するとか 自分のホームページに貼り付けるとかして 利用することはできません

しかし 次のような例外があります

1番目は、著作物と見られないものです

2番目は、著作物であっても著作権が認められていないものです

3番目は、著作権という権利がなくなっているものです

最後に4番目は、利用する目的から見て、著作権者の権利を制限することが適当だとされているものです

著作権保護の考え方

- ■著作権制度
 - > 文化の発展、権利の保護のバランス
 - □ 著作者等の権利保護のため独占的な利用
 - □文化的所産の公正な利用のための制限

3

このようなことが決められているのは 著作物というのが、文化の発展のためには 欠かせないものであるからです

つまり 著作権制度は 権利者を保護するということを第一義にしていますが それに加えて、

著作物という文化的な所産を公正に利用するルールでもあります

著作物とは

- 著作物の定義は 思想又は感情を創作的に表現したものであつ て、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する もの」であるが、 概念が拡大している
- プログラムの著作物 (芸術の範疇にはない)やデータベースの著作物 (一種の編集物)など

4

最初に著作権法では著作物を保護すると申しました ですから、著作物でないものは保護されないのは当然のことです

まず 著作物の定義を見てみましょう 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとされていますが その概念はどんどん拡大しています

この定義からすると 著作物とりと 小説や詩歌のような文芸作品 絵画や彫刻のような美術作品 作曲や作詞のような音楽作品のような 芸術作品を思いますが

例えば、プログラムのような機能的なもの データベースのような機能的に編集されたものも 著作物の中に入ります

著作物でないもの

- 創作性のないものは著作物ではない
- ■具体的には、

雑報 (人事異動や死亡記事) 電話番号簿、列車時刻表 株価データ、気象データ など

リンク、シソーラス、キーワードを付与すれば 著作物となる場合もある

5

そこで問題となるのは著作物でないものです

ここでは、創作性と表現というのがポイントです アイデアであって文字などで表現されていないものは 著作物にならないことは自明でしょう

表現されていても、創作性がなければ著作物になりません 具体的な例は

雑報といわれる人事異動や死亡記事など 電話番号簿や列車時刻表などの事実を述べたもの 株価データ、気象データなどのデータです これらは誰が表現しても同じものとなるわけで そこには創作性がないと考えられています

ただし、リンク、シソーラス、キーワートを付ければ 編集物やデータベースとなり、著作物となる場合もあります

著作権が認められないもの

- 憲法、条約、法律などや、判決文は著作物ではあるが、著作権はない
- 判決文などには、住所・氏名などの個人情報が 含まれているケースが多いので、別の側面から 制限がある

6

次に著作物ではあるのですが著作権は認められないものです

このようなものの例は少なく

憲法、条約、法律などや、裁判所の判決・決定などは著作物ではあるが、著作権はないとされています

しかし、判決文などには、

住所・氏名などの個人情報が含まれているケースがあります その場合は、個人情報保護法などの別の側面から制限されることとなります

著作権の全部が認められない

- 著作権には保護期間がある
 - □ 一般には、著作者の死後、50年間保護される
- 保護期間を過ぎると パブリックドメイン (公有物)になる
 - □ 著作権が相続財産であって、相続人がいないときな どは、国庫に帰属するのではない

7

3番目は、著作権という権利がなくなっているケースです 著作権は、著作物に対する独占的な権利を与えて 保護するものですから、永久に保護すると文化の発展がとまってしまいます

そこで保護期間を設けています 一般には、著作者の死後 50年間です

この保護期間が過ぎると 著作権は消滅して、公有物・パブリックドメインとなります

相続財産に著作権が入っていて 相続人がいないときにも 権利は国庫に帰属するのではなく 公有・パブリックドメインになります

公正利用に対する権利制限

- 公正な目的のため、 著作者等の著作権が制限されるケースがある
- 一般的に、 権利者の利益を不当に害する場合は認められ ない

8

最後に、利用する目的から見て、

著作権者の権利を制限することが適当だとされているものです ただし、一般的なルールとして、

権利者の利益を不当に害する場合は認められていません

著作権の制限

- 私的使用
- 図書館における複製
- 引用
- 教科用図書等への掲載
- 教科用拡大図書等の作成の ための複製
- 学校教育番組の放送等
- 学校その他教育機関における複製等
- 試験問題としての複製等
- 点字による複製

- 視覚障害者のための自動公 衆送信
- 営利を目的としない上演等
- 時事問題に対する論説の転 載等
- 政治上の演説等の利用
- 時事の事件の報道のための 利用
- 裁判手続きにおける複製
- 行政機関情報公開法等による開示のための利用等々

9

具体的には

ここにあげていますように 多くのケースがあります これらは、利用目的や利用の様態から見て 権利者の許諾を受けないでも利用できるケースです

ただし、教科用図書等への掲載の場合のように 使用料相当額の支払いを要する場合もあります

大学教育で特に問題となるのは

学校その他教育機関における複製等でしょう

教育機関における複製等

- 学校等で授業に利用するために複製することは 可能
 - □ 種類、用途、複製の部数や様態から見て、不当に権利者の利益を害するときは認められない
- 遠隔授業のためには、ネットで配信すること(公 衆送信といいます)は可能

10

大学などの教育機関における複製等については 著作物の公正利用 ということになります

そこで、授業のためには著作物のコピーが 一定範囲で認められています しかし、コピーして利用する著作物の

種類、用途、複製の部数や様態から見て、 不当に権利者の利益を害するときは認められません

具体的には50名のクラスのために1000部のコピーをすることなどは認められません

またこの規定は遠隔授業に対応しています

<u>ネットで配信する場合に丰適田されます</u>

新し動き

- GNUプロジェクトのように、 フリーソフトウェアを指向する考え方もあります (http://www.gnu.org/home.ja.html)
- プログラムの著作物等について、著作権を主張しないという考え方です
- UNIXの発展のために果たした役割は大きいと 思われます

11

最後に、著作物の利用に対する 最近の動きを紹介しましょう

GNUプロジェクトという団体があります UNIXのOSを前提として フリーソフトウェアを推進しています ここでは、著作権の概念が違っています

ここでは、ソフトウェアを、自由に使い、配布し、改良することを計画しています

新し動き

- 文化庁が推進している自由利用マーク (http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/)
- 自ら作った著作物を、他人に自由に使ってもらってよい」ことを明示するためのマークです







12

最後に、文化庁の推進している 自由利用マーケです

学術論文は関心のある人に読んでもらうことが目的ですこのように

著作権を主張しないにと 別の言い方をしますと 他人に自由に使ってもらってよいにとを 明示するためのマーケです